別表第1 (第2条関係)

	メニュー (事業)	事業種目(工種)又は事業内容	事業主体	補助事業者
1	木質バイオマス利用施設等整備	木質バイオマスエネルギー利用施設整備(木質バイオマスエネルギー利用施設装置) 木質バイオマス加工流通施設等整備(木質バイオマス供給施設装置、木質バイオマスエネルギー供給用機械、未利用間伐材等活用機械)	合連合会、 本業者等業者等の 業者連合体 、木材体の 、木材体の のは のは のは のは のは のは のは のは のは の	市(町だと満が所の理市業がに体特はにきず順村しした、在補由町者で限のに、なるります事のて業る制にがなな、ちめ助こりで、主件る体町上り助こ場業事も業がで、主件の体町上り助こ場業事も業がある。 はい いっこ との さい いっこ という にい いっこ とい いっこ という にい いっこ とい いっこ という にい いっこ とい いっこ という にい いっこ とい いっこ という にい いっこ とい いっこ という にい いっこ にい にい にい いっこ にい にい いっこ にい いっこ にい いっこ にい いっこ にい いっこ にい いっこ にいま にい いっこ にい いった にい いっこ にい い いっこ にい い い いっこ にい い い い い にい い い い い い い い い い い い い
2	熱利用原木確保緊急対策	熱利用向け木質燃料製造用の原木仕 入れコスト支援	県内の熱利用向け木質燃料 を製造する県内の事業者	事業主体
3	木質バイオマス利用コスト支援	燃焼灰回収等コスト支援	市町村、森林組合、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者共の組織する団体、地方公規の団体等の出資する法人、組団体等の出資する法人に組合。 業協同組合、農業協同組合、農業協同組合、農事組合法人、組合 連合会、農事組合法社会福祉法人、特定非営利活動まと、 アFI事業者、民間事業 その他知事が認めるもの	事業主体
4	附帯事務費	1の事業の実施について、補助事業 者である市町村が指導監督及び事業 の推進に必要な会議の開催等に要す るもの	市町村	市町村

別表第2 (第3条関係)

			呼称単位		補助率			
	補助対象経費		呼称甲位		(別表第1の事業主体毎)			
メニュー		工種又は施設区分	А	В	民間事業者以外	民間事業者		
1 木質バイオマス利用施設等整備	木質パイオマスエネル ギー利用施設等のと に要するを をとなる施設は、 「工種又は施設区分」。 は である。	木質パイオマスエネルギー利用施設装置(注1) 燃料貯蔵庫 燃料投入施設 木質資源利用ボイラー 木質バイオマス発電施設 (注2) 受電施設 吸収冷凍機 熱交換器 熱利用配管 管理棟 作業用建物 その他(※具体名)	棟棟	"田太白太太太太太"田 "田一	30万kcal/h未満の施設 園芸用ボイラー施設 3分の2以内	①1台当たりの能力が30万kcal/h未満の施設園芸用ボイテ施設3分の2以内②上記以外のは4市分別に区分)(7)6,000万円未満2分の1以内※ただし、補助金額は2,000万円を上限とする。 (4)6,000万円以上3分の1以内	30万kcal/h未満の施設 園芸用ボイラー施設 3分の2以内 ②上記以外のボイラー及び	
		木質バイオマス供給施設装置 剥皮施設 異物除去機 磁選機 本質チマーー チッパプサイロ 燃料料と、では、 が料料と、では、 大型、 大型、 大型、 大型、 大型、 大型、 大型、 大型	棟棟標節	式台台台台台"出式式式台式式台式"的台台 台式台式"亩"亩"亩"中	2分の1以内 ※ (注5) に該当する場合、補助対象事業費別に区分 (7)6,000万円未満2分の1以内 ※ただし、補助金額は2,000万円を上限とする。 (4)6,000万円以上3分の1以内		2分の1以内 (注3)又は(注4)に該当する場合の補助率 ((注5)に該当する場合を除く)	

		木質バイオマスエネルギー供給用機械 燃料配送車 ログローダ フォークリフト クレーン ホイルクレーン 機械保管倉庫 その他(※具体名)	棟	台台台台台 二	補助対象事業費別に区分 (7)6,000万円未満 2分の1以内 ※ただし、補助金額 は2,000万円を上限と する。 (4)6,000万円以上 3分の1以内 ※(7)から(4)に関わら ず燃料配送車は3分の 2以内	補助対象事業費別に区分 (7)6,000万円未満 2分の1以内 ※ただし、補助金額 は2,000万円を上限とする。 (4)6,000万円以上 3分の1以内 ※ (注5)に該当す費別に(り)(立)へ区分 (が)133,334,000円未満 2分の1以内 ※ただし、補助金額 は2,000万円を上限とする。 (エ)133,334,000円以上 15%以内 ※ (ア)から(エ)に関わらず燃料配送車は3分の2以内	2分の1以内 ※燃料配送車は3分の 2以内 (注3)又は(注4)に該 当する場合の補助率 ((注5)に該当する 場合を除く)
		未利用間伐材等活用機械 移動式木材破砕機 移動式チッパー 結束機 移動式植繊機 輸送用コンテナ グラップル 機械保管倉庫 その他(※具体名)	棟	台台台台台省一	(補助対象事業費別にE (7)6,000万円未満 2分の1以内 ※ただし、補助金額に る。 (4)6,000万円以上 3分の1以内	₹分) は2, 000万円を上限とす	2分の1以内 (注3)又は(注4)に該 当する場合の補助率
2 熱利用原 木確保緊急対策	県内の熱利用向け木質 燃料製造に必要な原木 の仕入れに係る経費と し、対象となる内容 は、「工種又は施設区 分」に掲げるものとす る。	原木購入費 ※補助対象事業費は原木仕入価格から基準 額(4千円/トン)を差し引いた額		式	2分の1以内 上限2,000円/トン		
3 木質バイオマ ス利用コスト支 援	燃焼灰を取扱うために 必要な経費とし、対象 となる内容は、「工種 又は施設区分」に掲げ るものとする。(注 6)	回収・運搬費、検査・分析費、処分費、再 生利用費、使用料、賃借料、役務費及び委 託料		式	2分の1以内		
4 附帯事務費	指導監督等に要する経 費とし、対象となる内 容は、「工種又は施設 区分」に掲げるものと する。	人件費、賃金、謝金、旅費、需用費(食料費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費(耐用年数が事業実施期間を超える場合は、補助対象外)		式		2分の1以内	

- 1 木質パイオマスエネルギー利用施設装置」に係る、熱利用配管、熱交換機等の附帯的な施設の整備費用は、本体部分の半額までを補助対象事業費とする。
 2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定対象となる発電施設本体を除く。
 3 木質パイオマス供給事業者と需用者との安定供給・受入協定に基づき、5年以上の期間にわたり、間伐材又は林地残材を原料とする木質パイオマスを年間1万立方メートル(原木ベース)以上供給・利用するために必要な機材・施設。
 4 地域内エコシステムの構築に資する取組(市町村が中心となり、森林関係者を含む地域の全ての関係者の協力体制を構築し、熱利用または熱電供給を行う取組を指すものとする。市町村・燃料供給者を含む全ての事業関係者で構成された協議会を設置する計画であること。)
 5 「木質パイオマス供給施設装置」及び「木質パイオマスエネルギー供給用機械」について、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設に供給することを主たる目的とする場合。
 6 「木質パイオマス利用コスト支援」のメニューは、発電施設及び製材乾燥機用木屑焚きボイラーから発生する燃焼灰は対象としない。
 7 国の補助事業等による支援を併用する場合、その支援を受ける額と当該補助金額の合計額は、別表第2に定める補助率により算定される補助金額を超えないものとする。